

(別記様式第 1 号)

計 画 作 成 年 度	令和 7 年度
計 画 主 体	(代 表) 甲 賀 市 湖 南 市

甲賀地域鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 甲賀市産業経済部林業振興課
所 在 地 滋賀県甲賀市水口町水口 6 0 5 3 番地
電 話 番 号 0748-69-2194
F A X 番 号 0748-63-4592
メー ル ア ド レ ス koka10357000@city.koka.lg.jp

担 当 部 署 名 湖南市環境経済部農林振興課
所 在 地 滋賀県湖南市中央一丁目 1 番地
電 話 番 号 0748-69-5603
F A X 番 号 0748-72-7964
メー ル ア ド レ ス noushin@city.shiga-konan.lg.jp

令和 8 年 4 月

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ（カンクイアライグマを含む）、ハクビシン、カラス
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	甲賀市全域、湖南市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

市町名	鳥獣の種類	被害の状況			
		品目	被害数値		
甲賀市	ニホンジカ	稲、麦類、雑穀、果樹、野菜、工芸作物	被害面積	12.37	ha
			減収量	34.26	t
			被害金額	4,249	千円
	イノシシ	稲、麦類、豆類	被害面積	22.62	ha
			減収量	95.96	t
湖南市			被害金額	24,722	千円
	ニホンザル	稲、野菜、いも類	被害面積	0.48	ha
			減収量	3.62	t
			被害金額	850	千円
	アライグマ ハクビシン	果樹、	被害面積	0.01	ha
甲賀市			減収量	0.09	t
			被害金額	170	千円
	カラス	果樹、	被害面積	0.02	ha
			減収量	0.40	t
			被害額	200	千円
湖南市	ニホンジカ	稲	被害面積	0.23	ha
			減収量	1.08	t
			被害金額	342	千円
	イノシシ	稲、麦（大豆）	被害面積	1.03	ha
			減収量	5.76	t
甲賀市			被害金額	1,424	千円
	カラス	稲、麦類、豆類、野菜	被害面積	0.02	ha
			減収量	0.2	t
			被害金額	50	千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

近年の生活様式の変化、農林業の生産活動の低下や耕作放棄地の増加等により、野生鳥獣の個体数増加が著しく、それにともない農林業被害に加えて生活環境被害も増加している。

① ニホンジカについて

甲賀市、湖南市内のほぼ全域において生息が確認されている。甲賀市、湖南市を含む湖南地域東部の生息数は約 1,255～2,797 頭と推定されており（※ 1）、平成 23 年度からの侵入防止柵の設置をはじめとした防除対策により、農業被害は減少していたが再び上昇に転じており深刻な状況である。

※ 1 滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第 4 次）P45

② イノシシについて

令和 4 年 4 月 1 日に滋賀県第二種特定鳥獣管理計画（第 3 次）が策定されたが、推定生息数は分からない。甲賀市、湖南市内のほぼ全域において生息が確認されており、令和元年度からの豚熱（CSF）流行で捕獲数は激減したが、令和 6 年度から農業被害は増加傾向となっており深刻な状況である。

③ ニホンザルについて

甲賀地域には 7 群れが確認されている。中には加害レベルの高い群れもあり、それを含めたほとんどの群れで被害が発生している。被害の種類には農作物被害のほか、家屋侵入や家庭菜園の食害など生活被害も見受けられる。

④ 外来獣について

近年、アライグマ、ハクビシン等の中型外来獣が爆発的に増え、農作物被害の他、家屋侵入による糞害、騒音、また家屋の損傷等、被害は年々拡大している。

⑤ カラスについて

糞害による生活環境被害がひどく、果樹などの農作物被害も生じている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

市町	指標	現状値（令和6年度）			目標値（令和10年度）		
甲賀市	ニホンジカ	被害面積	12.37	ha	被害面積	8.65	ha
		被害金額	4,249	千円	被害金額	2,974	千円
	イノシシ	被害面積	22.62	ha	被害面積	15.83	ha
		被害金額	24,722	千円	被害金額	17,305	千円
	ニホンザル	被害面積	0.48	ha	被害面積	0.33	ha
		被害金額	850	千円	被害金額	595	千円
	アライグマ ハクビシン	被害面積	0.01	ha	被害面積	0.00	ha
		被害金額	170	千円	被害金額	119	千円
	カラス	被害面積	0.02	ha	被害面積	0.01	ha
		被害金額	200	千円	被害金額	140	千円
	甲賀市計	被害面積	35.50	ha	被害面積	24.82	ha
		被害金額	30,191	千円	被害金額	21,133	千円
湖南市	ニホンジカ	被害面積	0.23	ha	被害面積	0.00	ha
		被害金額	342	千円	被害金額	0	千円
	イノシシ	被害面積	1.03	ha	被害面積	0.72	ha
		被害金額	1,424	千円	被害金額	996	千円
	カラス	被害面積	0.02	ha	被害面積	0	ha
		被害金額	50	千円	被害金額	0	千円
	湖南市計	被害面積	1.28	ha	被害面積	0.72	ha
		被害金額	1,816	千円	被害金額	996	千円
獣種計	ニホンジカ	被害面積	12.60	ha	被害面積	8.65	ha
		被害金額	4,591	千円	被害金額	2,974	千円
	イノシシ	被害面積	23.65	ha	被害面積	16.55	ha
		被害金額	26,146	千円	被害金額	18,301	千円
	ニホンザル	被害面積	0.48	ha	被害面積	0.33	ha
		被害金額	850	千円	被害金額	595	千円
	アライグマ ハクビシン	被害面積	0.01	ha	被害面積	0.00	ha
		被害金額	170	千円	被害金額	119	千円
	カラス	被害面積	0.04	ha	被害面積	0.01	ha
		被害金額	250	千円	被害金額	140	千円
	合計	被害面積	36.78	ha	被害面積	25.54	ha
		被害金額	32,007	千円	被害金額	22,129	千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについて、防護柵の設置等の被害防除対策を取ってもなお被害が無くならない場合に限り、銃器・わな等による有害鳥獣捕獲を実施している。 ニホンザルの捕獲については、専門業者へ委託する個体数調整と、猟友会による有害捕獲を組み合わせ実施している。これまで被害が大きかった甲賀A群、甲賀B群については全頭捕獲により被害の軽減を図った。 平成27年度からは、狩猟期間も有害鳥獣捕獲を実施している。 令和4年から鳥獣保護区の一部でわなによる有害鳥獣捕獲を実施している。 アライグマは焼却処分している。	ニホンジカ、イノシシ等大型獣の捕獲については、猟友会に依頼しているが、会員の減少や高齢化が進んでいる。 なお、捕獲が生息数の減少まで至っておらず、被害については増加傾向となっている このため、新規狩猟免許取得者の確保・育成・技術の継承と新たな捕獲技術の検証導入を一層進めていくことが課題である。 アライグマ等の外来獣のわな捕獲については、市職員による捕獲のほか、アライグマ捕獲従事者を養成し地域ぐるみの捕獲を推進している。捕獲従事者への情報共有と資格の更新等を行うことが課題となってきた。 なお、令和6年度と令和7年度現在において捕獲頭数は減少傾向に転じている。 ニホンザルの捕獲は困難であるため、専門業者への委託が不可欠となっている。また、全頭捕獲を行った個体群生息地域においては、地域で新たなニホンザル群の流入を防ぐための対策と防除のための意識の維持が必要である。
	令和6年度の各鳥獣捕獲数（頭）	
	甲賀市	ニホンジカ 1,795
		イノシシ 718
		ニホンザル 183
		アライグマ 925
		ハクビシン 118
		カラス 71
	湖南市	ニホンジカ 95
		イノシシ 142
		アライグマ 105
		ハクビシン 17
		カラス 71
防護柵の設置等に関する取組	各種補助事業の活用により、平成22年度から令和6年度末累計で、甲賀市において国庫補	防護柵については、設置後の管理不足や周辺環境の変化により、その効果が十分に発揮されてい

する取組	助による金属柵 419 km、県費市費補助による電気柵等 140 km、湖南市において約 6km、2 市合計約 565km が防護柵の設置を完了している。 追い払い活動を実施している集落もある。 また、この他にも個人や集落の負担により同様の防護柵の設置が進められている。	ない箇所も見受けられ、日常管理や定期的な点検・補修が不可欠である。しかし、地域農業従事者の高齢化、離農問題や後継者不足により継続的な維持管理に支障が生じている。 また、設置後管理期間である 14 年が経過する設置箇所も出てきており、今後の更新、または修繕による継続使用等が課題となっている。
生息環境管理その他の取組	森林域における樹木の新芽の食害や樹皮剥ぎ被害対策として、食害防止網や防護柵、テープ巻き等の対策を講じている。 甲賀市においては、集落環境点検の実施が進んでいる。 集落環境点検の結果から草刈りによる緩衝帯整備、放置果樹等の伐採等を進める地域が出てきている。	追い払い等、集落ぐるみの取り組みにおいては、実施するための組織体制が確立できていない集落や、環境整備をする上で地権者の理解が得られない集落もある。 また、集落住民の高齢化、人口減少により追い払いも困難な状況となっている。
甲賀市の取組実績		
年度（令和）		4 5 6
緩衝帯設置（集落）		0 1 0
集落環境点検（集落）		2 5 2

（注） 1 計画対象地域における、直近 3 ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

（5）今後の取組方針

「3つの総合対策」である 個体群管理、被害防除対策、生息環境管理の取り組みは、それぞれ重なりがあり密接に関係している（参考図）。これにより、関係機関が連携を推進する体制を目指す。加えて、対策の遅れや被害拡大が見られる集落・地域等への取組を強化し、被害をさらに押し下げることを目指す。本計画に基づき、被害地の環境整備対策、防護柵の設置、追い払い等の実施について、積極的に推進する。

○ 生息環境管理

住民や関係団体からの情報や被害状況を的確に把握するとともに、特にニホンザルについては、これまで実施しているモニタリング調査を今後も継続し、滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画策定のためより詳細な管理データとしてまとめていく。これらのデータをもとに、必要に応じ森林植生の保全・再生に取り組んでいく。

○ 被害防除対策

（集落）

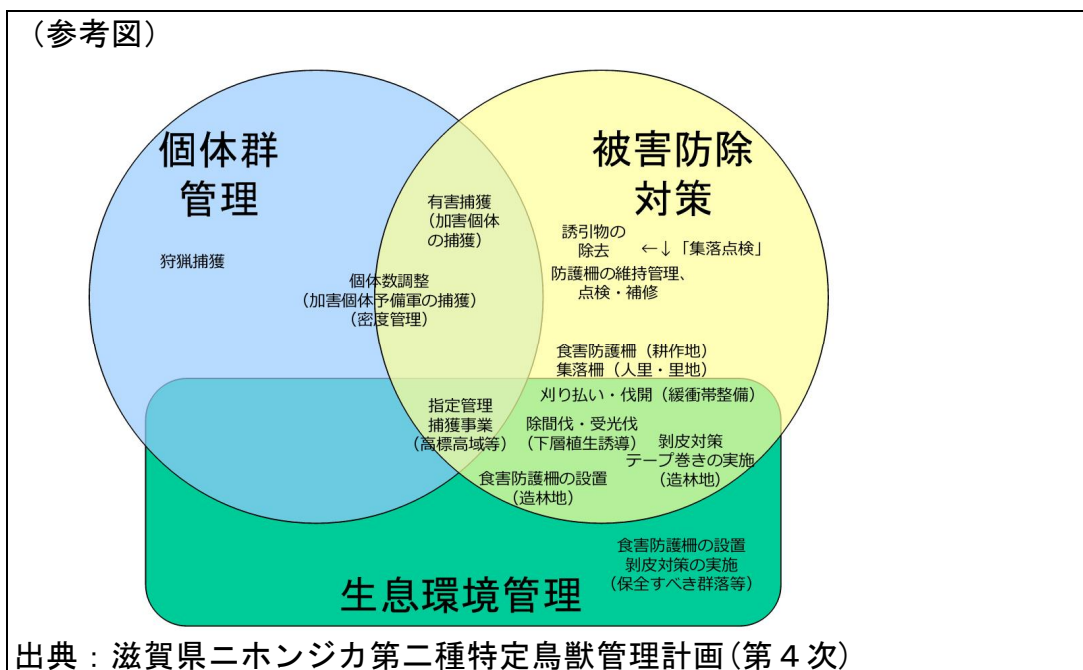
- ・ 正確な被害状況や集落環境の把握
- ・ 集落における防除体制組織の確立
- ・ 被害集落における住民学習会の実施
- ・ 被害集落における鳥獣誘引となる放置果樹等の除去など環境整備の実施
- ・ 防護柵設置の継続的な推進
- ・ 防護柵の効果を保つための適正な維持管理

（森林域）

- ・ 樹木等の保護のため、剥皮対策を実施する
- ・ 里山、緩衝帯整備を進めていく
- ・ 森林間伐を実施し環境整備を行う

○ 個体群管理

- ・ 新たな捕獲技術の導入・研究と検証を行う
- ・ ニホンジカ、イノシシ及びニホンザルについては、滋賀県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数調整、有害鳥獣捕獲による計画的な捕獲を推進する
- ・ 集落ぐるみによる捕獲の推進を図る
- ・ ICT機器やGISの活用を推進し捕獲者の負担を軽減するとともに、捕獲の効率化を図る



(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

ニホンジカ、イノシシ等大型獣の捕獲については、地域狩猟者団体所属の狩猟者を中心に捕獲体制をとり、銃器やわなによる捕獲を実施する。

アライグマ等の外来獣のわな捕獲については、市職員による捕獲のほか、アライグマ捕獲従事者を養成し地域ぐるみの捕獲を推進している。

ニホンザルについては、専門業者へ委託する個体数調整と、猟友会による有害捕獲を組み合わせる実施する。

なお、狩猟者の高齢化や減少が進行しているため、新たな狩猟者の確保を目的に、担い手を中心とした農業者の狩猟免許を推進する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ ハクビシン	● 新たな捕獲技術の研究、検証及び導入 ● 狩猟免許（新規取得及び更新）に対する経済的支援 ● 新規狩猟免許取得者に対する講習会の開催 ● 外来獣については、外来生物法第 18 条に基づく従事者に対する講習会の開催
9	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ ハクビシン	同上
10	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ ハクビシン	同上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
● ニホンジカ 滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画に基づき、有害鳥獣捕獲や個体数調整事業並びに狩猟を通じて、両市で年間 1,960 頭の捕獲を目標とする。過去 5 年間の捕獲実績の平均と令和 6 年度の捕獲実績の捕獲頭数の多い方を基準に設定 ● イノシシ 滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画に基づき、農作物の被害状況に応じて、計画的かつ効果的な捕獲を進める。両市において、有害捕獲並びに個体数調整事業を通じて、捕獲数を両市で年間 920 頭とする。過去 5 年間の捕獲実績の平均と令和 6 年度の捕獲実績の捕獲頭数の多い方を基準に設定 ● ニホンザル 甲賀地域には 7 群れが存在するが、滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画に基づき、農林業や生活環境の被害状況等を勘案し、加害レベルが高い個体を中心に有害捕獲を実施するとともに、県と調整のうえ個体数調整を実施する。現存するニホンザルの群れの個体数の 15% 以内で設定

● アライグマ、ハクビシン

ここ数年個体数及び被害が増加しているアライグマについては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき捕獲を行う。

ハクビシンについては捕獲檻等による有害鳥獣捕獲等を実施する。令和6年度捕獲頭数を基準に設定

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

	対象鳥獣	捕獲計画数等		
		令和8年度	令和9年度	令和10年度
甲賀市	ニホンジカ	1,805 頭	1,805 頭	1,805 頭
	イノシシ	720 頭	720 頭	720 頭
	ニホンザル	35 頭	35 頭	35 頭
	アライグマ	925 頭	925 頭	925 頭
	ハクビシン	120 頭	120 頭	120 頭
湖南市	ニホンジカ	155 頭	155 頭	155 頭
	イノシシ	200 頭	200 頭	200 頭
	アライグマ	140 頭	140 頭	140 頭
	ハクビシン	30 頭	30 頭	30 頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
被害集落からの申請に基づき、現地の防除対策の実施状況を確認後、捕獲が必要と認められる場合は、地域狩猟団体と協議のうえ、箱わな、括りわな及び銃器により安全かつ計画的に捕獲を実施する。対象区域は、両市内全域とし、実施の際には、地元住民及び警察、鳥獣保護管理員等関係者に通知する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ツキノワグマ、イノシシに関して、人の生活圏での出没時等に緊急銃猟での対応が必要となる場合
ニホンジカ、イノシシを対象とした有害捕獲を実施する場合

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
甲賀市	該当なし
湖南市	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

	対象鳥獣	整備内容		
		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
甲賀市	ニホンジカ・イノシシ	防護柵 10.0 km	防護柵 10.0 km	防護柵 10.0 km
	ニホンザル	防護柵 0.0 km	防護柵 0.0 km	防護柵 0.0 km
	アライグマ・ハクビシン	防護柵 0.0 km	防護柵 0.0 km	防護柵 0.0 km
湖南市	ニホンジカ・イノシシ	防護柵 0.7 km	要望により検討	要望により検討

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ・イノシシ	● 集落ぐるみの柵の見回り ● 柵の管理道などの緩衝帯の整備 ● 侵入防止柵修繕事業補助金の運用（甲賀市）		

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
8	ニホンジカ、イノシシ	集落環境点検の実施、緩衝帯の整備、里地里山の整備、樹木の食害防止対策の実施
	ニホンザル	集落環境点検の実施、集落ぐるみの追い払い
	アライグマ、ハクビシン	被害防止対策の啓発活動
9	ニホンジカ、イノシシ	同上
	ニホンザル	
	アライグマ、ハクビシン	
10	ニホンジカ、イノシシ	同上
	ニホンザル	
	アライグマ、ハクビシン	

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

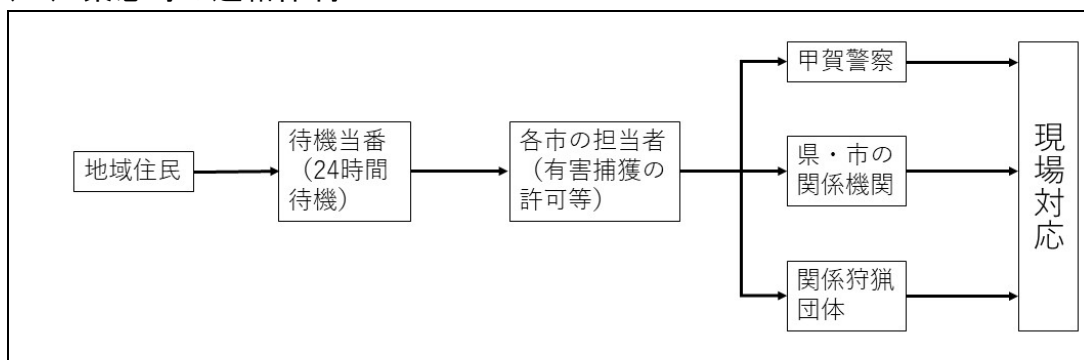
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
滋賀県甲賀森林整備事務所	捕獲に関する指導、許可業務、防除対策
滋賀県甲賀農業農村振興事務所農産普及課	防除対策
滋賀県甲賀警察署	捕獲の協力、住民の安全確保
湖南市環境経済部農林振興課	捕獲に関する指導、許可業務、地域狩猟者団体・甲賀警察署との連絡調整
甲賀市産業経済部林業振興課	捕獲に関する指導、許可業務、地域狩猟者団体・甲賀警察署との連絡調整

地域狩猟者団体 (滋賀県猟友会甲賀地域各支部等)	対象鳥獣の捕獲
-----------------------------	---------

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、埋却または焼却処分を行うこととする。 アライグマ等の外来獣については、炭酸ガスを用いて苦痛を与えないよう安楽死処分した後、焼却処分とする。
--

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等)	ニホンザル個体数調整事業で捕獲した個体の学術提供

- (注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

処理加工施設設置に向けた検討

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

地域での利活用を目指した集落ぐるみの捕獲体制を構築する。
利活用を促進するための研修会や視察を実施する。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	甲賀地域獣害対策協議会
構成機関・団体の名称	役割
甲賀市産業経済部林業振興課	甲賀市内の被害集落への指導・支援、捕獲技術の検証、有害鳥獣の捕獲 甲賀市内の林業被害対策にかかる支援
甲賀市産業経済部農業振興課	甲賀市内の農業被害対策にかかる支援
湖南市環境経済部農林振興課	湖南市内の対策の企画、被害集落への支援
滋賀県甲賀農業農村振興事務所 農産普及課	防除対策及び環境整備にかかる指導、啓発
滋賀県甲賀農業農村振興事務所 田園振興課	防除対策にかかる指導、啓発
滋賀県甲賀森林整備事務所	有害鳥獣捕獲にかかる指導
甲賀農業協同組合	農業被害対策への啓発等
滋賀県農業共済組合東部支所甲賀出張所	農業被害対策への啓発等
甲賀地域農業センター	農業被害対策への啓発等
滋賀県猟友会甲賀地域各支部	対象鳥獣の捕獲
滋賀県森林組合中央事業所	林業被害の把握、対策、支援

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
滋賀県獣害対策アドバイザー	技術的な助言、指導

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

両市共、狩猟免許を保有する職員を中心に編成し、鳥獣の捕獲、新たな捕獲技術の検証、集落における防除対策の指導助言を行う。また、協議会構成機関所属職員についても狩猟免許の取得について、積極的に推進する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害駆除等で捕獲した鳥獣の処分に関する検討

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。